

8 任用形態変更による注意点

60歳以降一日も空けずに任期付職員となる→通算される

※任期付職員とならずに旧定年年齢に達した日以後その者の非違によらない退職となった場合：「定年」の支給率

※任期付職員となり、任期満了前に自己都合退職した場合→「自己都合」の支給率

※定年年齢 改正前：60歳、改正後61歳の場合

在籍団体	～R6/3/31	A市		
		4/1～R7/2/28	R7/3/1～3/30	R7/3/31
(1)退職時年齢	60歳	61歳		
(2)任用形態	一般職（正職員）	任期付職員（任期R6/4/1～R7/3/31）		
(3)勤続年数	30年	30年	31年	
(4)退職事由	旧定年年齢に達した日以後非違によらない退職	自己都合		任期満了
(5)支給率 （定年・任期満了）	40.80375（①）			42.31035（②）
(6)支給率（自己都合）	(34.7355)	34.7355（③）	35.7399（③）	
(7)給料月額	400,000円	280,000円		
	※通算規定により、退職手当を支給しない。	※60歳時の給料月額の7割支給		

※R6/4/1以降の任用形態

①任期付職員とならなかった場合（60歳 旧定年年齢に達した日以後非違によらない退職）

定年の支給率 ※「4 定年条例改正前の定年年齢に達した日以後に、その者の非違によることなく退職した場合の支給率」を参照

②任期付職員となった場合（R7/3/31 任期満了）

定年の支給率 ※退職手当算定に使用する給料月額は280,000円

③任期付職員となり、任期満了前に自己都合退職（R7/3/30以前に自己都合退職）

自己都合の支給率

※任期付職員の場合、定年引上げに係る特例が適用されない。